

安全データシート

[混合物用(塗料用)]

作成日 改訂日 2017年 1月23日

1. 化学物質等および会社情報

製品名 ソワード2液フロー-T B液
 ホルムアルデヒド放散等級区分F☆☆☆☆ (001294)
 整理番号 13-614-001-31
 会社名 大谷塗料 株式会社
 住所 大阪府 大阪市東成区 東中本3丁目1番18号
 担当部門 技術部 担当者 小泉 一胤
 電話番号 06-6976-0254 F A X 番号 06-6971-4901
 緊急連絡先 06-6976-0254 電子メール waltz@otanipaint.com
 製品の種類 2液型水性ウレタンアクリル樹脂塗料
 用途 木工用

2. 危険有害性の要約

[GHS分類]

有害性項目	注意喚起語	区分	危険有害性情報
急性毒性(吸入;蒸気)	警告	区分4	吸入すると有害(蒸気)
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	危険	区分2	強い眼刺激

※記載のない項目は区分外もしくは分類できない

[GHSラベル要素]

				
---	--	--	--	--

[注意書き]

[安全対策]

- ・使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・容器を密閉しておくこと。
- ・粉じん/煙/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
- ・眼、皮膚、衣類につけないこと。
- ・妊娠中/授乳期中は接触を避けること。
- ・取り扱い後は手をよく洗うこと。
- ・屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・(適切な処理を講じた以外は) 環境への放出を避けること。
- ・保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

[応急措置]

- ・飲み込んだ場合: ただちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
- ・吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪いときは、医師に連絡すること。
- ・皮膚等に付着した場合: 皮膚を流水/シャワーで洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の診断を受けること。
- ・眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合、医師の診断を受けること。
- ・火災の場合: 消火に製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段を使用すること。
- ・漏出物を回収すること。

[保管]

- ・涼しく換気の良い場所で、施錠して保管すること。

[廃棄]

- ・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則(明示する)に従って廃棄すること。

3. 組成および成分情報

単一製品、混合物の区別 : 混合物
 化学名または一般名 : 水性アクリル樹脂塗料

成分名	CAS No.	含有量 (%)	PRTR情報	
			PRTR法指定物質	物質番号
対象物質なし				

4. 応急措置

[目に入った場合]

- ・直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。次にコンタクトを着用していて容易に外せる場合は外すこと。まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- ・出来るだけ速く医師の診断を受けること。

[皮膚に付着した場合]

- ・付着物を布にて素早く拭き取る。
- ・大量の水および石鹸または皮膚用の洗剤を使用して、十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。

- ・直ちに全ての汚染された衣服を取り除くこと。
- ・外観に変化が見られたり、刺激、痛みがある場合、気分が悪い時には、医師の診断を受けること。

[吸入した場合]

- ・蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かく安静にする。呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込ませないようにする。直ちに医師の手当を受けること。
- ・蒸気、ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。症状が改善しない場合は医師に連絡すること。

[飲み込んだ場合]

- ・誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
- ・嘔吐物は飲み込ませないこと。
- ・医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

5. 火災時の措置

[使用可能消化剤]

- ・水 (○) ・炭酸ガス (○) ・泡 (○) ・粉末 (○) ・乾燥砂 (○) ・その他 ()

[消化方法]

- ・適切な保護具（耐熱着衣など）を着用する。
- ・可燃性のものを周囲から素早く取り除くこと。
- ・消火活動は風上より行う。
- ・周辺火災に対応して、消火活動を行うこと。

6. 漏出時の措置

[人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置]

- ・作業の際には適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。
- ・周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。
- ・屋内では換気をしっかり行う。
- ・屋外の場合には、できるだけ風上から作業を行う。

[環境に対する注意事項]

- ・河川への排出等により、環境への影響を起こさないように注意する。

[封じ込めおよび浄化の方法、機材]

- ・漏出物は密封できる容器に回収し、安全な場所に移す。
- ・付着物、廃棄物等は、関係法規に基づいて処置すること。
- ・乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。
- ・スコップ、ウエス等で回収する。大量の流出には盛土などで流出を防ぐ。
- ・水での洗浄なども、河川等への流出、環境汚染を引き起こす恐れもあり注意する。

7. 取り扱いおよび保管上の注意

[取り扱い上の注意]

- ・換気の良い場所で取り扱う。
- ・容器はその都度密栓する。
- ・皮膚、粘膜、または着衣に触れたり、目に入らぬよう、適切な保護具を着用する。
- ・過去にアレルギー症状を発症している人は取り扱わないこと。
- ・取り扱い後は、手、顔等は良く洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。
- ・密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業すること。

[保管上の注意]

- ・日光の直射を避ける。
- ・通風のよいところに保管する。湿気を避けること。
- ・盗難防止のために施錠保管する。子供の手の届かないところに保管する。

8. 暴露防止および保護措置

[組成物質管理濃度および許容濃度]

[設備対策]

- ・屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用する等作業者が直接ばく露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者がばく露から避けられるような設備にすること。
- ・タンク内部等の密閉場所で作業する場合には、密閉場所の底部まで十分に換気できる装置を取り付けること。
- ・関係者以外の立ち入りを禁止する為、必要な標識を掲示する。

[保護具]

必要に応じて、下記の保護具を着用する。

[呼吸器の保護具]

- ・作業を行う場合には、適切な保護マスクを着用する。

[手の保護具]

- ・有機溶剤または化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。

[目の保護具]

- ・取り扱いには保護メガネを着用する。

[皮膚および身体の保護具]

- ・取り扱い場合には、皮膚を直接曝させないような衣類を着けること。また化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。

9. 製品の物質的および化学的性質

[物質的状态]

形状	液体	沸点※	—
色	透明	蒸気圧※	—
臭気	微臭	密度(比重)	1.11

pH値(水性のものに対して) —

[危険性情報]

引火点※	94℃
発火点※	—
爆発限界(下限)※	—
爆発限界(上限)※	—

※印の項目は文献値(社団法人日本塗料工業会原材料物質データベース)より引用

1 0. 安定性および反応性

[安定性]	・ 条件(温度、光) 安定
[接触により危険性のある物質]	・ 知見なし
[燃焼による有毒性ガスの発生]	・ 一酸化炭素、窒素酸化物など
[その他の反応性情報]	・ 知見なし

1 1・1 2. 有害性情報および環境情報

- ・ 漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。特に、製品や洗浄液が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。
- ・ 製品としての、生態毒性、残留性・分解性、生態蓄積性、土壤中の移動性のデータはなし。

1 3. 廃棄上の注意

- ・ 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
- ・ 廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約(マニフェスト)をして処理をする。
- ・ 空容器は、内容を完全に除去してから処分する。
- ・ 容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- ・ 排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理および清掃に関する法律および関係する法規に従って処理を行なうか、委託すること。

1 4. 輸送上の注意

国内規則

[国連番号]	なし
[指針番号]	128
[共通]	・ 取り扱いおよび保管上の注意の項の記載に従うこと。 ・ 容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に 行うこと。
[陸上輸送]	・ 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従うこと。 ・ 荷送り人は、運送者に運搬注意書(イエローカード等)を交付する。
[海上輸送]	・ 船舶安全法に定めるところに従うこと。
[航空輸送]	・ 航空法の定めるところに従うこと。

国際規則

[国連分類]	非該当
[品名]	塗料及び塗料関連物質
[容器等級]	非該当
[海洋汚染物質]	非該当

1 5. 適用法令

[消防法]	: 該当せず
[毒物および劇物取締法]	: 該当なし
[労働安全衛生法]	: 該当せず
[特定化学物質等障害予防規則]	: —
[PRTR法]	: —
[有機溶剤中毒予防規則]	: 該当せず

1 6. その他の情報

- [参考文献] : GHS対応SDS・ラベル作成ガイドブック [混合物用(塗料用)] 第3版
: NITE;独立法人製品評価技術基盤機構ホームページ
- ・ 本データシートは、作成時又は改訂時において、製品及びその含有成分等に関する最新の情報(危険物有害性情報、取扱い情報等)を集めて作成しておりますが、すべての情報を網羅したものではなく、新たな情報を入手した場合には追加・修正は行ない改訂いたします。
 - ・ また、本データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり、保証値ではありません。
 - ・ 本製品を当社が認めた材料以外のものと混合、当社が認めた仕様以外の特殊な条件で使用する場合には、使用者において安全性の確認を行なって下さい。